

園芸道具等備品貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的に行う森林整備等の活動を支援するため、浜松市緑化推進本部が所有する園芸道具等備品（以下「備品」という。）を貸出すにあたり、必要な事項を定める。

(貸出しの対象者)

第2条 備品の貸出しの対象となるものは、次の各号に該当するものとする。ただし、浜松市緑化推進本部長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 浜松市に居住する者(団体等にあたっては、本市に主たる本拠地を有するもの)
又は通勤、通学するもの
- (2) 緑地環境の維持又は緑に係る普及、啓発を目的として活動するもの

(使用対象となる場所)

第3条 備品の使用対象となる場所は、浜松市内の公共的空間（市民の森や公園等）とする。

(貸出備品等)

第4条 貸し出すことができる備品と限度数は、別表1のとおりとする。

(貸出の申請)

第5条 備品を使用しようとする者は、園芸道具等備品借用申請書（第1号様式）を緑化推進本部長に提出しなければならない。ただし、同一年度にて、同等の内容を申請しようとする場合で、前回の承諾の内容通り事業が実施されたと認められる案件については、この限りではない。

(貸出の承諾等)

第6条 緑化推進本部長は、前条に規定する書類の提出があったときはこれを審査し、その結果を園芸道具等備品貸出承諾書（第2号様式）又は園芸道具等備品貸出不承諾書（第3号様式）にて、申請者に通知するものとする。

(貸出・返却場所等)

第7条 貸出及び返却場所は緑化推進本部とし、備品の運搬等は申請者が行うこととする。

2 備品の貸出及び返却は、備品の内容等を事務局及び申請者の両方で確認した上で行うこととする。

(借受者の義務)

第8条 備品の借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 申請した用途・場所で使用すること
- (2) 貸出期間を守ること
- (3) 備品は丁寧に扱うこと
- (4) 手入れをしてから返却すること
- (5) 常に安全に配慮すること

2 借受者の不注意により備品を破損したときは、速やかに申し出て、損害分を賠償す

ることとする。ただし、備品の経年劣化等、借受者の使用の瑕疵に寄らないものについてはこの限りではない。

(貸出期間)

第9条 貸出期間は、貸出及び返却の日を含め10日以内とする。ただし、緑化推進本部長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

2 備品は貸出期間中に貸出し及び返却を行うこととする(土・日・祝日を除く。返却は17時15分までとする。)

(備品使用による事故、損害等)

第10条 備品の使用中に起きた事故、損害等に関して、緑化推進本部長は一切責任を負わない。

(貸出の取り消し)

第11条 緑化推進本部長は、借受者が次の各号のいずれかに該当した場合、貸出期間中であっても、園芸道具等備品貸出取消通知書(第4号様式)にて、借受者に貸出の取り消しを通知できるものとする。この場合において、取り消しにより生じた損害等に関して、緑化推進本部長はその責任を負わない。

- (1) 備品を当初の借用目的以外で使用したとき
- (2) 貸出に関して緑化推進本部の指示に従わないとき
- (3) この要綱の条項に違反したとき
- (4) その他、特別な事由等で緑化推進本部長が適当でないと認めたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

(附則)

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

No.	名 称	規 格	限度数 (個等)	備 考
剪定・伐採用具				
1	のこぎり 万能目	刃渡り210mm	1 0	
2	のこぎり 細目	刃渡り210mm	2 2	折畳み式
3	竹用のこぎり	刃渡り270mm	1 0	竹の加工、工作向け
4	高枝のこぎり	伸縮1.8~3.0m	2	
5	剪定ばさみ	刃長43mm	2 0	
6	ラチェット式剪定ばさみ	刃長45mm	1 0	
7	刈込ばさみ	刃長180mm	1	
8	ロープ式高枝切ばさみ	伸縮1.5~3.0m	2	
9	高枝切ばさみ	伸縮1.5~3.0m	2	
1 0	ナタ	刃渡り180mm 片刃	5	
1 1	三脚はしご	高さ163cm	2	
土農工具				
1 2	草刈鎌	刃幅180mm	2 5	
1 3	長柄刈払鎌	全長1m程度	5	
1 4	鍬 (クワ)	タケノコ鍬	5	
1 5	根切り	バールタイプ	1	
1 6	穴掘り ホールディガー	複式ショベル	1	
1 7	カケヤ 木製ハンマー	頭頸135mm	1	
1 8	角スコップ	肩幅232mm	3	
1 9	剣スコップ	肩幅232mm	5	
2 0	アメリカ式レーキ	先幅350mm 爪数14	3	
2 1	ジョレン	刃幅210mm	5	
2 2	切り出し小刀	刃幅18mm	5	
2 3	ホビーカンナ	刃幅21mm	5	
2 4	パイプ用のこぎり	プラマーソール付型	5	
清掃用具				
2 5	竹ぼうき		5	
2 6	てみ (ちりとり)		5	
2 7	フゴ袋	300L	1 0	
2 8	充電式ブロア		3	バッテリー 2 個使用
2 9	リチウムイオンバッテリー	18 v	1 0	No. 2 8 とセットで使用
3 0	バッテリー充電器	18 v 2口	3	No. 2 8 とセットで使用
3 1	ホースリール	L=50m	1	
メンテナンス用具				

3 2	刃物クリーナー		5	ヤニ、汚れ取り
3 3	錆止めスプレー		5	防錆
3 4	両面鎌砥石		1 0	中、仕上げ用
収納・安全具				
3 5	ヘルメット		2 0	
3 6	ワンタッチベルト	フリーサイズ	2 0	
3 7	腰袋（工具入れ）		1 0	No.3 6 と併用
3 8	腰袋（工具入れ）※布製		2 0	
3 9	貸出資材収納バッグ		3	
4 0	セーフティゴーグル	バイザー付	3	
4 1	耐切創腕カバー		3	
4 2	防護チャップス	フリーサイズ	3	
4 3	メッシュゼッケンベスト		1 0	
4 4	胴付長靴	26.0及び28.0	各1	
その他				
4 5	ハンズフリー拡声器		5	

（あて先）浜松市緑化推進本部長

所在地

団体名

代表者 氏名

連絡先

園芸道具等備品借用申請書

園芸道具等備品を借用したいので、園芸道具等備品貸出要綱第5条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 借用目的				
2. 借用備品・数 (借用する備品名及び 必要個数を記入)	備品名	個数	備品名	個数
3. 借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
4. 使用場所				
5. イベント・活動 等で使用する場 合はその内容				
6. その他				

様

浜松市緑化推進本部長

園芸道具等備品貸出承諾書

令和 年 月 日付けで申請のありました園芸道具等備品の貸出については、下記のとおり承諾します。

記

1. 貸出備品・数	備品名	個数等	備品名	個数等
2. 貸出期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
3. その他 (条件等)	(1) 申請した用途・場所で使用すること (2) 貸出期間を守ること (3) 備品は丁寧に扱うこと (4) 手入れをしてから返却すること (5) 常に安全に配慮すること			

第3号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

様

浜松市緑化推進本部長

園芸道具等備品貸出不承諾書

令和 年 月 日付けで申請のありました園芸道具等備品の貸出について、
下記の理由により承認できないので通知します。

承認できない理由

第4号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

様

浜松市緑化推進本部長

園芸道具等備品貸出取消通知書

令和 年 月 日付けで貸出の承諾をした園芸道具等備品の貸出について、
下記の理由により貸出を取り消しますので通知します。

取り消す理由